

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
教育委員会規則	
○ 兵庫県立武道館管理規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則	2
教育長訓令	
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令	18
○ 兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程の一部を改正する訓令	18

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立武道館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）
兵庫県立武道館の利用者サービスの向上を図るため、休館日に関する規定について、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）
学校保健法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）
 - 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、レストラン等の便利施設の利用の許可の手続を定めることとした。
 - 兵庫県立南但馬自然学校の宿泊施設の年間を通じての利用促進の平準化を図るため、生活棟の使用料の額に繁忙期料金及び閑散期料金を導入することとした。
 - 兵庫県立美術館等の利用者の便宜を図り、利用を促進するため、県内に居住しているか否かを問わず65歳以上の者が同美術館等に展示する美術品等を観覧する場合の観覧料について、その2分の1に相当する額を免除することとした。

教育委員会規則

兵庫県立武道館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第4号

兵庫県立武道館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立武道館管理規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、教育委員会が定める日

第3条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県教育委員会  
委員長 上 羽 慶 市

**兵庫県教育委員会規則第 5 号**

**兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条中「キャンブ」を「キャンプ」に改める。

第17条見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第 1 項中「伝染病」を「感染症」に改め、「添えて」の右に「、県委員会が別に定めるところにより」を加える。

第18条第 1 項中「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県教育委員会  
委員長 上 羽 慶 市

**兵庫県教育委員会規則第 6 号**

**兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則**

（兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部改正）

第 1 条 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則（昭和38年兵庫県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「利用」を「利用の許可等」に改め、同条第 1 項中「施設の利用許可を受けようとするとき」を「施設を利用しようとする者」に、「別記様式」を「様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。」に改め、同条第 2 項中「前項の」を削り、「利用許可申請書」の右に「又は利便施設利用許可申請書」を加え、「あつた」を「あった」に、「利用許可書を交付する」を「但馬文教府利用許可書（以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、但馬文教府利便施設利用許可申請書（様式第 2 号。以下「利便施設利用許可申請書」という。）に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

第 3 条第 3 項の次に次の 3 項を加える。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ但馬文教府利便施設利用内容変更承認申請書（様式第 3 号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

第 5 条本文中「第 3 条第 2 項の」を削り、同条ただし書中「あつては」を「あっては」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第 5 条第 1 項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

別記様式を次のように改める。  
様式第 1 号（第 3 条関係）

但馬文教府利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ----- 番

次のとおり申請します。

|                         |       |            |    |
|-------------------------|-------|------------|----|
| 集会の名称                   |       |            |    |
| 利用の目的                   |       |            |    |
| 利用予定<br>人 員             | 人     | ※<br>利用実人員 | 人  |
| 利用する施<br>設 の 名 称        |       |            |    |
| 利用する設<br>備 器 具 の<br>名 称 |       |            |    |
| 期 間                     | 年 月 日 | 時から        | 日間 |
|                         | 年 月 日 | 時まで        |    |
| ※<br>備 考                |       |            |    |
| ※<br>使 用 料              |       |            | 円  |

（注）※印の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号（第 3 条関係）

但馬文教府利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ----- 番

次のとおり申請します。

|                      |       |    |       |    |
|----------------------|-------|----|-------|----|
| 利 便 施 設 の 用 途        |       |    |       |    |
| 利用許可を受けようとする利便<br>施設 |       |    |       |    |
| 利用許可を受けようとする期間       | 年 月 日 | から | 年 月 日 | まで |
| ※<br>備 考             |       |    |       |    |

|            |  |   |
|------------|--|---|
| ※<br>使 用 料 |  | 円 |
|------------|--|---|

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

但馬文教府利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

-----  
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

-----  
電話 ----- 番

次のとおり申請します。

|           | 事 項              | 変 更 前              | 変 更 後              |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|
| 変更の内容     | 利便施設の用途          |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変 更 の 理 由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立文化会館の管理に関する規則 (昭和45年兵庫県教育委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「利用等」を「利用の許可等」に改め、同条第 1 項中「施設の利用許可を受けようとするとき」を「施設を利用しようとする者」に、「別記様式」を「様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。」に改め、同条第 2 項中「前項の」を削り、「利用許可申請書」の右に「又は利便施設利用許可申請書」を加え、「あつた」を「あつた」に、「利用許可書を交付する」を「文化会館利用許可書 (以下「利用許可書」という。) を申請者に交付するものとする」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、文化会館利便施設利用許可申請書 (様式第 2 号。以下「利便施設利用許可申請書」という。) に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

第 3 条第 3 項の次に次の 3 項を加える。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ文化会館利便施設利用内容変更承認申請書 (様式第 3 号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。) に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名 (法人及び団体にあつては、所在地又は名称) を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

第5条本文中「第3条第2項の」を削り、同条ただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第5条第1項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

別記様式を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

文化会館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ー ー 番

次のとおり申請します。

|                       |        |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |
|-----------------------|--------|--------|---|---|------------|--------|--------|---|---|----|---|---|
| 集 会 の 名 称             |        |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |
| 利 用 の 目 的             |        |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |
| 利 用 予 定 人 員           | 男<br>女 | 人<br>人 | 計 | 人 | ※<br>利用実人員 | 男<br>女 | 人<br>人 | 計 | 人 |    |   |   |
| 利 用 す る 施 設 の 名 称     |        |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |
| 利 用 す る 設 備 器 具 の 名 称 |        |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |
| 期 間                   | 年      | 月      | 日 | 時 | から         | 日      | 月      | 日 | 時 | まで | 日 | 間 |
| ※<br>備 考              |        |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |
| ※<br>使 用 料            |        |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |
|                       | 円      |        |   |   |            |        |        |   |   |    |   |   |

（注）※印の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第2号（第3条関係）

文化会館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ー ー 番

次のとおり申請します。

|               |  |
|---------------|--|
| 利 便 施 設 の 用 途 |  |
|               |  |

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 利用許可を受けようとする利便施設 |                 |
| 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※<br>備 考         |                 |
| ※<br>使 用 料       | 円               |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号 (第3条関係)

文化会館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 - - 番

次のとおり申請します。

|           | 事 項              | 変 更 前              | 変 更 後              |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|
| 変更の内容     | 利便施設の用途          |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変 更 の 理 由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立美術館管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立美術館管理規則(昭和45年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「よ」を「ょ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第8条第1項中「様式第3号」の右に「。以下「利用許可申請書」という。」を加え、同条第3項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の3項を加える。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立美術館利便施設利用内容変更承認申請書(様式第5号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

第8条第2項中「前項の」を削り、「利用許可申請書」の右に「又は利便施設利用許可申請書」を、「兵庫県立美術館利用許可書」の右に「(以下「利用許可書」という。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立美術館利便施設利用許可申請書（様式第4号。以下「利便施設利用許可申請書」という。）に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

第12条中「兵庫県立美術館利用許可書」を「利用許可書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第9条第1項及び第2項の許可を受けた場合であって、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

第13条第1号中「県内に居住する」を削る。

第14条第2項中「様式第4号」を「様式第6号」に改める。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第6号」とし、同様式を様式第6号とし、様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第8条関係）

兵庫県立美術館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 - - 番

次のとおり申請します。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途    |                 |
| 利用許可を受けようとする利便施設 |                 |
| 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※ 使 用 料          | 円               |
| ※ 備 考            |                 |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第5号（第8条関係）

兵庫県立美術館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 - - 番

次のとおり申請します。

|  |         |       |       |
|--|---------|-------|-------|
|  | 事 項     | 変 更 前 | 変 更 後 |
|  | 利便施設の用途 |       |       |
|  |         |       |       |

|           |                  |                    |                    |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|
| 変更の内容     | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変 更 の 理 由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立図書館管理規則の一部改正)

第 4 条 兵庫県立図書館管理規則(昭和49年教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 3 条から第 5 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 2 条を第 4 条とし、第 1 条の次に次の 2 条を加える。

(施設の利用の許可等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により図書館の利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立図書館利便施設利用許可申請書(様式第 1 号。以下「利便施設利用許可申請書」という。)を利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立図書館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立図書館利便施設利用内容変更承認申請書(様式第 2 号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

5 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(使用料の納付)

第 3 条 利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第 6 条第 1 項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

附則の次に様式として次の 2 様式を加える。

様式第 1 号(第 2 条関係)

兵庫県立図書館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 - - 番

次のとおり申請します。

|                  |  |
|------------------|--|
| 利 便 施 設 の 用 途    |  |
| 利用許可を受けようとする利便施設 |  |

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 利用許可を受けようとする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※<br>使 用 料     | 円               |
| ※<br>備 考       |                 |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第2号(第2条関係)

兵庫県立図書館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 ー ー 番

次のとおり申請します。

| 変更の内容     | 事 項              | 変 更 前              | 変 更 後              |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|
|           | 利便施設の用途          |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変 更 の 理 由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立歴史博物館管理規則(昭和57年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「様式第2号」の右に「。以下「利用許可申請書」という。」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「利用許可申請書」の右に「又は利便施設利用許可申請書」を加え、「あつた」を「あつた」に改め、「兵庫県立歴史博物館利用許可書」の右に「(以下「利用許可書」という。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立歴史博物館利便施設利用許可申請書(様式第3号。以下「利便施設利用許可申請書」という。)に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

第8条第3項の次に次の3項を加える。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立歴史博物館利便施設利用内容変更承認申請書(様式第4号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

第9条中「兵庫県立歴史博物館利用許可書」を「利用許可書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第9条第1項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

第10条第1号中「県内に居住する」を削る。

第11条第2項中「様式第3号」を「様式第5号」に改める。

別表の備考1中「屏風」を「<sup>びょうぶ</sup>屏風」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「あつては」を「あつては」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号（第8条関係）

兵庫県立歴史博物館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ー ー 番

次のとおり申請します。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途    |                 |
| 利用許可を受けようとする利便施設 |                 |
| 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※ 使 用 料          | 円               |
| ※ 備 考            |                 |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第4号（第8条関係）

兵庫県立歴史博物館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ー ー 番

次のとおり申請します。

|  |         |       |       |
|--|---------|-------|-------|
|  | 事 項     | 変 更 前 | 変 更 後 |
|  | 利便施設の用途 |       |       |

|       |                  |                    |                    |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|
| 変更の内容 | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|       | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変更の理由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成4年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「様式第2号」の右に「。以下「利用許可申請書」という。」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「利用許可申請書」の右に「又は利便施設利用許可申請書」を、「兵庫県立人と自然の博物館利用許可書」の右に「(以下「利用許可書」という。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用許可申請書(様式第3号。以下「利便施設利用許可申請書」という。)に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

第8条第3項の次に次の3項を加える。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用内容変更承認申請書(様式第4号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

第10条中「兵庫県立人と自然の博物館利用許可書」を「利用許可書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第9条第1項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

第11条第1号中「県内に居住する」を削る。

第12条第2項中「様式第3号」を「様式第5号」に改める。

様式第3号を次のように改め、同様式を様式第5号とする。

様式第5号(第12条関係)

兵庫県立人と自然の博物館観覧料等還付請求書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 ー ー 番

次のとおり請求します。

|            |           |
|------------|-----------|
| 許可の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
|------------|-----------|

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 返 還 請 求 の 内 容 | ※還付金の内訳                      |
| 利 用 等 の 日 時   | 年 月 日 時から ( 日 時間)<br>月 日 時まで |
| 既 納 付 額       | 円                            |
| 返還を受けようとする理由  |                              |
| ※還 付 率        | パーセント                        |
| ※還 付 額        | 円                            |

- (注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。  
 2 領収書等納付したことを証する書類を添付してください。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号 (第8条関係)

兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 \_\_\_\_\_ 番

次のとおり申請します。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途    |                 |
| 利用許可を受けようとする利便施設 |                 |
| 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※ 使 用 料          | 円               |
| ※ 備 考            |                 |

- (注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。  
 2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第4号 (第8条関係)

兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 \_\_\_\_\_ 番

次のとおり申請します。

|  |     |       |       |
|--|-----|-------|-------|
|  | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|  |     |       |       |

|       |                  |                    |                    |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|
| 変更の内容 | 利便施設の用途          |                    |                    |
|       | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|       | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変更の理由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立南但馬自然学校管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県立南但馬自然学校管理規則（平成6年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「以下「利用許可申請書」という。」を削り、「様式第2号）」の右に「又は兵庫県立南但馬自然学校利便施設利用許可申請書（様式第3号。以下これらを「利用許可申請書」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 兵庫県立南但馬自然学校利便施設利用許可申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 兵庫県立南但馬自然学校利便施設利用許可申請書は、教育委員会が指定する期間に限り、受け付けるものとする。

第12条を第14条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第8条を第10条とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第5条第2項の許可を受けた場合であって、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

第7条の次に次の2条を加える。

(利用の変更)

第8条 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立南但馬自然学校利便施設利用内容変更承認申請書（様式第4号。以下「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所及び氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(使用料の額)

第9条 条例別表の規定により教育委員会規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

| 区 分                           | 使用料（1人1泊につき）                         |                                       |                    |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--------------------|
|                               | 1月1日から2月末日<br>まで及び12月1日から<br>同月31日まで | 3月1日から7月20日<br>まで及び9月1日から<br>11月30日まで | 7月21日から8月31日<br>まで |
| 金曜日、土曜日及び翌日が<br>休日である日に利用する場合 | 円<br>750                             | 円<br>750                              | 円<br>950           |
|                               |                                      |                                       |                    |

|                                            |     |     |     |
|--------------------------------------------|-----|-----|-----|
| 金曜日及び土曜日以外の日<br>(翌日が休日でない日に限<br>る。)に利用する場合 | 600 | 750 | 950 |
|--------------------------------------------|-----|-----|-----|

備考 「休日」とは、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。  
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

兵庫県立南但馬自然学校利用許可申請書（自然学校用）

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所.....

学校名及び代表者の氏名.....

電話..... 担当者の氏名

( ) - 番.....

次のとおり申請します。

| 利用の日時   | 年 月 日 ( 曜日) |            | 年 月 日 ( 曜日) |        | 時から 時まで    |            | 日 ( 泊) |   |
|---------|-------------|------------|-------------|--------|------------|------------|--------|---|
|         | 区分          | 予 定 人 員    |             |        | ※ 確 定 人 員  |            |        |   |
| 日       | 児童及び生徒      | その他の者      | 計           | 児童及び生徒 | その他の者      | 計          |        |   |
| 参 加 人 員 | 第1日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第2日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第3日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第4日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第5日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第6日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
| 宿 泊 人 員 | 第1日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第2日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第3日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第4日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
|         | 第5日         | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人  | 人      | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人      |   |
| ※ 使用料   |             |            |             |        |            |            |        | 円 |
| ※ 備考    |             |            |             |        |            |            |        |   |

(注) ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 5 条関係）

兵庫県立南但馬自然学校利用許可申請書（自然学校以外用）

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 担当者の氏名

( ) - 番

次のとおり申請します。

|               |                         |                             |            |            |   |
|---------------|-------------------------|-----------------------------|------------|------------|---|
| 行 事 の 名 称     |                         |                             |            |            |   |
| 利 用 の 目 的     |                         |                             |            |            |   |
| 利 用 施 設 の 名 称 |                         |                             |            |            |   |
| 利 用 の 日 時     | 年 月 日 ( 曜 日 )           | 時 から                        | 日 ( 泊 )    |            |   |
|               | 年 月 日 ( 曜 日 )           | 時 まで                        |            |            |   |
| 利 用 人 員       | 利用者の別<br>予定人員、<br>実人員の別 | 小学生、中学生及<br>び高校生又はその<br>引率者 | その他の者      |            | 計 |
|               | 予 定 人 員                 | 男 人<br>女 人                  | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人 |
|               | ※ 実 人 員                 | 男 人<br>女 人                  | 男 人<br>女 人 | 男 人<br>女 人 | 人 |
| ※ 使 用 料       |                         |                             |            |            | 円 |
| ※ 備 考         |                         |                             |            |            |   |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 利用人数は、1日当たりの人数を記入してください。

様式第 3 号中「様式第 3 号（第 10 条関係）」を「様式第 5 号（第 12 条関係）」に改め、同様式を様式第 5 号とし、様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号（第 5 条－第 7 条関係）

兵庫県立南但馬自然学校利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 担当者の氏名

( ) - 番

次のとおり申請します。

|                  |  |
|------------------|--|
| 利 便 施 設 の 用 途    |  |
| 利用許可を受けようとする利便施設 |  |
|                  |  |

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 利用許可を受けようとする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※ 使 用 料        | 円               |
| ※ 備 考          |                 |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第4号（第8条関係）

兵庫県立南但馬自然学校利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 担当者の氏名

( ) - 番

次のとおり申請します。

| 変更の内容     | 事 項              | 変 更 前              | 変 更 後              |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|
|           | 利便施設の用途          |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変 更 の 理 由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立考古博物館管理規則の一部改正)

第8条 兵庫県立考古博物館管理規則（平成19年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「様式第2号」の右に「。以下「利用許可申請書」という。」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「利用許可申請書」の右に「又は利便施設利用許可申請書」を、「兵庫県立考古博物館利用許可書」の右に「(以下「利用許可書」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立考古博物館利便施設利用許可申請書（様式第3号。以下「利便施設利用許可申請書」という。）に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。第8条第3項の次に次の3項を加える。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立考古博物館利便施設利用内容変更承認申請書（様式第4号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

第 9 条中「兵庫県立考古博物館利用許可書」を「利用許可書」に改め、同条に次の 1 項を加える。  
 2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第 9 条第 1 項の許可を受けた場合であって、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

第10条第 1 号ア中「県内に居住する」を削る。

第11条第 2 項中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改める。

様式第 3 号中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に、「申請します」を「請求します」に改め、同様式を様式第 5 号とし、様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号（第 8 条関係）

兵庫県立考古博物館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 - - 番

次のとおり申請します。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途    |                 |
| 利用許可を受けようとする利便施設 |                 |
| 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※ 使 用 料          | 円               |
| ※ 備 考            |                 |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第 4 号（第 8 条関係）

兵庫県立考古博物館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 - - 番

次のとおり申請します。

|           | 事 項              | 変 更 前              | 変 更 後              |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|
| 変更の内容     | 利 便 施 設 の 用 途    |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする利便施設 |                    |                    |
|           | 利用許可を受けようとする期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変 更 の 理 由 |                  |                    |                    |

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。ただし、第 3 条の規定による改正後の兵庫県立美術館管理規則第13条第 1 号の規定は、特別展示観覧料の免除については、平成22年 4月 5日から適用する。

(経過措置)

2 第 7 条の規定による改正後の兵庫県立南但馬自然学校管理規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第19号）第 5 条第 2 項の規定により施設の利用の許可を受けた者に係る使用料の額について適用する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第 1 号

本 庁  
県立高等学校

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県教育長 大 西 孝

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条（見出しを含む。）中「伝染病」を「感染症」に改める。

様式第 7 号中「学校（学校附近）伝染病の発生」を「学校（学校附近）感染症の発生」に、「学校（学校附近）に伝染病」を「学校（学校附近）に感染症」に、「学校（学校附近）伝染病発生状況」を「学校（学校附近）感染症発生状況」に、「職員の伝染病」を「職員の感染症」に、「伝染病発生確認」を「感染症発生確認」に、「学校附近伝染病発生」を「学校附近感染症発生」に改め、「3 各項の記載については、学校における伝染病発生の状況報告について（昭和31年兵教委体第138号の 1）の備考によること。」を削る。

様式第 9 号中「伝染病発生」を「感染症発生」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第 2 号

本 庁  
南但馬自然学校

兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県教育長 大 西 孝

兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程の一部を改正する訓令

兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程（平成 6 年教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。第 2 条中「第11条第 1 項」を「第13条第 1 項」に、「第 9 条」を「第11条」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。